

## 佐賀県グラウンド・ゴルフ協会役員等に対する感謝状の贈呈に関する規則

### (総 則)

第1条 この規則は、佐賀県グラウンド・ゴルフ協会（以下「協会」という。）が行う役員に対する感謝状の贈呈に関することを定める。

2 前項の役員等とは、第2条に掲げる者または団体をいう。

### (贈呈の範囲)

第2条 協会は、次の各号に該当する役員等に感謝状を贈呈する。

(1) 協会の会長、副会長及び理事長の役職を退任した者。

(2) 協会の理事、監事及び専門委員会委員の役職に通算10年以上在任した者。

(3) 加盟団体の会長、副会長、理事長及び事務局長の役職に通算10年以上在任した者。

(4) その他協会の事業遂行に寄与した者または団体。

2 前項第2号及び第3号の役職を相互に在任した者は、その在任年数を相互に通算年数として加算できるものとする。

3 協会理事、同監事及び同専門委員会委員並びに加盟団体の会長、副会長、理事長及び事務局長の役職を退任した者で、協会運営上、特に著しく貢献したと認められる者については、第1項に定める在任年数にかかわらず感謝状を贈呈することができるものとする。

### (感謝状等贈答審査会及び被贈呈者の決定)

第3条 協会に感謝状等贈呈審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、被贈呈者の審査選考を行い、感謝状等の被贈呈者を決定する。

### (審査会の委員)

第4条 審査会の委員は、協会の会長、副会長、理事長、総務委員会委員長及び事務局長とする。

2 審査会委員の任期は、協会役員と同じとする。

### (審査会の開催)

第5条 審査会は、必要により開催するものとし、理事長が招集し、議長となる。

### (感謝状等の内容)

第6条 感謝状にあわせて、記念品を贈る。

### (細 則)

第7条 この規則に定めのない事項については、協会理事会で定める。

### 附則

1 この規則は、平成13年4月1日から実施する。

2 この規則は、平成17年4月1日から実施する。

3 この規則は、平成19年4月1日から実施する。なお、改正後の第2条第1項第2号の協会の理事は、改正前の常任理事を含むものとする。

4 この規則は、平成27年4月1日から実施する。